

岐阜市福障号外
令和7年3月11日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者様
指定障害者支援施設 運営法人代表者様
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者様

岐阜市障がい福祉課長

令和7年度介護給付費等及び障害児通所給付費等算定に係る
体制等に関する届出書について（通知）

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、加算の算定を希望する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決定するものについては、岐阜市が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡って加算を算定することとしています。

該当がある場合は、遅滞なく届出をご提出くださいますようお願いします。期限までにご提出いただいた届出については、令和7年4月サービス提供分の請求に反映します。なお、事後の要件審査により、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は過誤調整の対象となりますので、ご承知おきください。

届出に当たっては、厚生労働省ホームページ等で報酬告示、留意事項等を各事業所においてご確認いただいたうえでご提出ください。

記

1 届出期限

令和7年4月15日（火）【必着】

2 届出書類（様式は岐阜市障がい福祉課ホームページに掲載しています。）

○岐阜市ホームページ「介護給付費等算定に係る体制届について」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syoubaisyafukushi/1004754/1004765/1004767.html>)

ホーム>健康・福祉>障がい福祉>障がい福祉事業所の方へ>指定障害福祉サービス事業所の指定手続き>障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続き

○岐阜市ホームページ「障害児通所給付費等算定に係る体制等届出様式」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syoubaisyafukushi/1004754/1004761.html>)

ホーム>健康・福祉>障がい福祉>障がい福祉事業所の方へ>指定障害児通所支援事業者の指定申請等の手続き

3 届出先

岐阜市 障がい福祉課 指導係（持参もしくは郵送）

4 年度当初の点検を要する基本報酬・加算等（前年度の実績等が算定要件）

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型または就労定着支援に係る基本報酬または加算等は、前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、年度当初において必ず自己点検を行ってください。自己点検を行っ

た結果、変更がある場合は、期限までに届出を行ってください。変更がない場合においては、届出は不要ですが、必要に応じて実地指導等において積算資料等を確認させていただく場合がありますので、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

※見直しに当たっては厚生労働省より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（こ支障第97号 障発0329第33号）及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（障発0329第41号）が令和6年3月29日付で発出されていますので、ご参照ください。

【前年度平均利用者数等が算定に関わる加算等の例示】

・特定事業所加算	(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)
・人員配置体制加算	(療養介護、生活介護、共同生活援助)
・人員配置区分	(療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
・就労移行支援体制加算	(生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
・移行準備支援体制加算	(就労移行支援)
・就労支援関係研修修了加算	(就労移行支援)
・重度者支援体制加算	(就労継続支援A型、就労継続支援B型)
・重度障害者支援加算（I）	(生活介護)
・重度障害者支援加算（I）～（III）	(施設入所支援)
・重度障害者支援加算（I）～（II）	(共同生活援助)
・夜間支援体制加算	(共同生活援助)
・目標工賃達成指導員配置加算	(就労継続支援B型)
・就労定着実績体制加算	(就労定着支援)
・児童発達支援における報酬区分	(主として重症心身障害児以外、児童発達支援センター以外)

【点検の結果に関わらず、届出が必要な加算】

- ① 就労移行支援：就労定着支援体制加算、移行準備支援体制加算
- ② 就労継続支援A型・B型：重度支援体制加算

5 その他留意事項

- (1) 「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和7年4月15日（火）までにご提出ください。
- (2) 例年、福祉専門職員配置等加算について、4月15日までの届出で提出される事業所が見受けられます。冒頭に記載のとおり、前年度または前年度末日の実績に応じて算定区分や加算単位数が決定するものについてのみ、4月1日に遡って加算を算定することとしています。前年度または前年度末日の実績を要件としない加算を4月より算定予定の場合は3月14日（金）までの提出が必要です。
- (3) 職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の請

求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認ください。

- (4) 福祉・介護職員待遇改善加算の取り扱いについては、厚生労働省及びこども家庭庁より通知が届き次第ご案内いたします。

<担当>岐阜市障がい福祉課 指導係
TEL : 058-214-2136 (直通)